



# 愛西

**VOL.70**

令和4年4月10日

みどりネット 愛西  
(愛西土地改良区)

受益面積 1,520ha

組合員数 1,853名

准組合員数 771名



肥田揚水機場



新海揚水機場



今堀揚水機場



愛西揚水機場

お知らせ

**令和4年度 揚水機場送水開始  
節水・節電への取組み強化をお願いいたします**

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地 TEL 0749-43-2261 (代) FAX 0749-43-2079  
E-mail / aisei@midorinet-aisei.jp URL / http://midorinet-aisei.jp

## 理事長就任のあいさつ



理事長 黒澤茂樹

うららかで暖かい春の日差しを感じる季節となりました。組合員の皆様におかれましては、間もなく水稻の植え付けや野菜の作付け準備等にお忙しいことと存じます。

さて、8年間にわたり理事長として愛西土地改良区のためご尽力いただきました西川太平様をご退任され、このたび4月1日付けで愛西土地改良区の理事長を仰せつかりました。

愛西土地改良区の歴史は古く、昭和32年の設立以降、県内においても先駆けて農業基盤整備を推進し、多くの皆さんにより脈々とこの地域が支えられ、私たちはその大きな恩恵を受けて参りました。しかしながら、近年の農業、農村を取り巻く情勢は大変厳しく、少子高齢化や人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症の拡大、またロシアのウクライナ侵攻など、国内外において先行きが見通せない不安な状況となっています。このような時期ではありますが、先人から託されたこの素晴らしい地域を、次の世代へその価値を損ねること無く、出来ればより価値を高めて引き継いでいくことが、今の私たちの重要な使命であります。また、稲枝地域においても農家は大きく減少し非農家が確実に増えています。農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、文化の伝承等の多面的機能は、農村だけでなく地域全体が支えられており、地域の農業を中心とした多様な立場の人々が参画できる活動を支援できるよう、皆様と一体となり頑張りたいと思います。

役員一同が一丸となり、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に努力して参ります。皆様のご鞭撻とご協力を賜りますとともに、地域の発展に向けより一層のご支援をお願い申し上げます。



## 前理事長退任のあいさつ



前理事長 西川太平

雪続きの厳しい冬が終わり、桜の開花とともに春の本番を迎えました。いよいよ田植えの準備に忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。組合員の皆さまには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、愛西土地改良区の事業・運営に深いご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございました。

さて、平成26年の役員改選で吉田前理事長のご退任のあとを受け継がせていただき、令和4年3月末日で二期8年間の務めさせていただきました。稲枝地域の人々の温かい人間性に助けていただきながら無我夢中の8年間でした。皆様のご理解とご協力のおかげでこの度退任させていただきます。心から感謝と御礼を申し上げます。

任期中は一年遅れで東京オリンピックが開催され、日本人の行き届いた思いやり精神が海外からも高く評価されたところですが、同時期には新型コロナウイルス感染拡大により、地域行事の中止や自粛で社会全体のモチベーションが低下しましたが、現在徐々にではありますが快方に向かっていくところではあります。

土地改良法の改正については、准組合員制度導入により、組合員・准組合員資格と負担区分の明確化、複式簿記への移行、更には員外監事の適用など時代に即した対応を取らせていただきました。愛西揚水施設をはじめとする各農業水利施設は、長期的な見通しに基づく保全管理や更新整備を引き続き計画的に着実に実施して頂く必要があります。

依然として厳しい農業情勢の中、土地改良区への期待と責任は増すばかりですが、適切に対応していただける若くて活力溢れる新理事長さんをはじめ、優秀な役員・職員の方々にバトンをお渡しできることは、このうえない幸せであります。

結びになりますが、愛西土地改良区が今後益々発展されると共に、組合員の皆様のご健勝ご多幸をご祈念申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。ありがとうございました。

## 第65回 通常総代会開催

令和4年3月18日(金)愛西土地改良区本館会議室におきまして、第65回通常総代会が開催されました。湖東農業農村振興事務所 所長代理 次長 西村誠様、彦根市長代理 農林水産課 課長 福井圭輝様のご臨席をいただき、議長に川崎利之氏(第3選挙区・本庄町)が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。



議長 川崎利之 様 (本庄町)

総代会の様子



開票の様子

### <令和3年度関係>

- ・事業計画変更、一般会計第2回補正収支予算、長期借入金の借入金額の変更、賦課金の賦課徴収の時期及び方法の変更について(監査報告)
- ・愛西揚水施設大規模修理・更新事業積立金徴収及び管理運用規程廃止について

### <令和4年度関係>

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、長期借入金の借入、一時借入金の借入、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法について
- ・愛西土地改良区役員の選任について

以上、書面による議決も含め、すべて原案通り議決されました。

## 令和3年度一般会計第2回補正収支予算

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
土地改良事業収入	111,446	111,847	401	事業計画変更	土地改良事業費	147,382	126,700	△ 20,682	事業計画変更、電気料金確定
附帯事業収入	3,035	3,035	0		一般管理費	39,318	52,944	13,626	建更再加入
基本財産運用収入	80	80	0		負担金等	5,853	23,648	17,795	事業計画変更
特定資産運用収入	1,849	1,849	0		固定資産取得支出	1,400	1,400	0	
補助金等収入	48,665	33,595	△ 15,070	事業計画変更	積立金繰出支出	29,226	140,655	111,429	愛西積立金統合
交付金収入	2,326	2,326	0		予備費	10,000	10,000	0	
受託料収入	1,110	1,110	0						
雑収入	21,703	35,366	13,663	建更解約					
借入金収入	5,000	22,795	17,795	事業計画変更					
積立金取崩収入	13,340	118,719	105,379	愛西積立金統合					
固定資産売却収入	156	156	0						
他会計繰入額	2,691	2,691	0						
繰越金	21,778	21,778	0						
収入合計	233,179	355,347	122,168		支出合計	233,179	355,347	122,168	

### 監査結果報告

令和4年2月4日に、令和3年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

令和4年3月18日  
総括監事 北 川 孝 作



### 令和4年度収支予算

土地改良区会計基準の改正に伴い、令和4年度より科目を変更しています。

#### 一般会計

(単位:千円)

収入		支出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	107,099	土地改良事業費支出	128,330
附帯事業収入	3,735	附帯事業費支出	500
基本財産運用収入	190	一般管理費支出	41,037
特定資産運用収入	1,819	土地改良事業負担金支出	12,500
補助金等収入	34,236	支払利息	131
交付金収入	3,800	固定資産取得支出	1,100
業務受託料収入	168	基本財産積立支出	190
雑収入	5,230	特定資産積立支出	25,174
借入金収入	12,500	雑支出	20
基本財産取崩収入	10	予備費	10,000
特定資産取崩収入	37,010		
他会計繰入金	3,185		
繰越金	10,000		
収入合計	218,982	支出合計	218,982

#### 発電事業特別会計

(単位:千円)

収入		支出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
発電事業収入	5,600	発電事業費	1,665
特定資産運用収入	5	特定資産積立支出	10,060
雑収入	1,001	他会計繰出額	3,185
特定資産取崩収入	8,304	予備費	2,000
繰越金	2,000		
収入合計	16,910	支出合計	16,910

### 令和4年度 事業計画

事業名	事業内容	
県営経営体育成基盤整備事業(一般型)南三ツ谷地区	排水路工 用水路工	1式 1式
県営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型)愛西地区	測量業務 実施設計業務	1式 1式
農地耕作条件改善事業愛西2地区	区画拡大工 暗渠排水工	1式 1式
団体営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型)愛西地区	愛西揚水施設整備補修工	1式
維持管理適正化事業愛西地区	愛西揚水施設分解点検整備工	1式
水利施設管理強化事業愛西地区	強化支援費	1式
国営造成施設管理体制整備促進事業愛西地区	推進活動費	1式

事業名	事業内容	
農業経営高度化支援事業(調査・調整)南三ツ谷地区	委託費 推進活動費	1式 1式
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費	1式
小規模土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工	1式
ミニ維持管理適正化事業(緊急整備補修)	土地改良施設補修工	1式
市単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工	1式
施設損傷復旧事業	土地改良施設補修工	1式
単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工	1式

## 土地改良施設の維持管理について ～地域で守ろう、豊かな農村環境を次世代へ～

土地改良施設の多くは、昭和30年代から平成にかけて用排水路や道路が農業用として整備されてきました。現在は担い手への農地集積に伴い、各地域の農家数も減少し、少子高齢化も進む中、土地改良施設の維持管理が困難な状況になりつつあります。

土地改良施設は、地域住民の生活用道路や雨水排水受入れなどによる洪水防止、防火用水など農業外効果(多面的機能)も有しており適切な維持管理が求められます。

これまで、まるごと保全向上対策事業を活用するなどして、土地改良施設の維持管理に取り組んでいただいておりますが、今後も各自自治会組織等、地域での維持管理にご理解ご協力をお願いいたします。

※まるごと保全向上対策事業対象外の施設について、地域による維持管理に対する改良区の補助制度もございますので、お気軽にご相談ください。



排水路の清掃作業状況

## 皆さんの水管理が用水不足の発生を防ぎます

令和4年度の愛西揚水機場送水は4月20日から9月30日まで行います。

取水が集中する期間・時間帯は、水圧低下による用水不足が発生する恐れがあります。同じ分水区流域への送水量には限りがあります。運転計画表の裏面記載の分水区毎の送水エリアマップで該当する分水区を確認していただき、耕作者間で協力して取水時間の分散を図り、用水不足解消にご協力をお願いします。

### 同じ分水区流域で同時に大量取水すると水圧が低下します

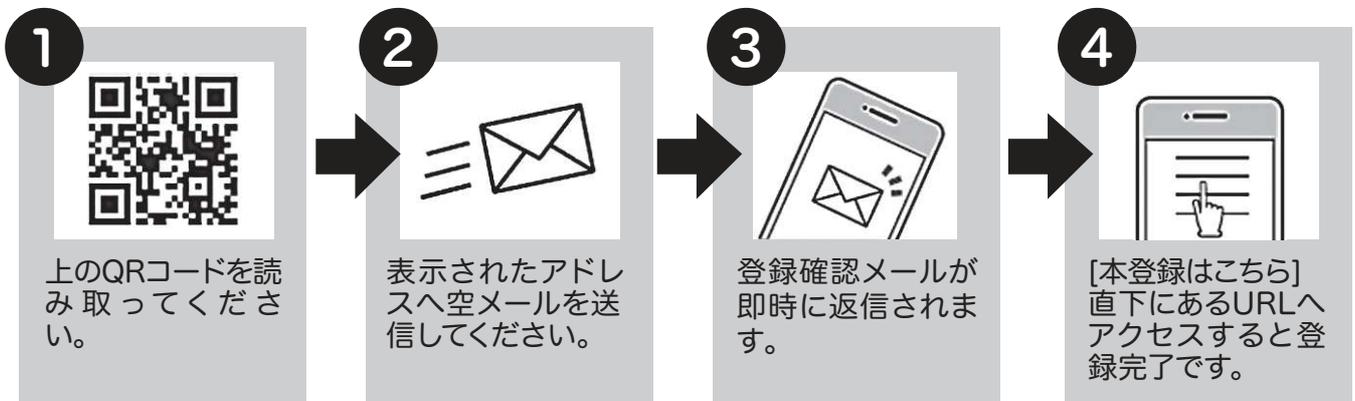
右の写真のように給水栓ハンドル全開状態でも十分な水量が供給されない場合は、取水ほ場を制限し、取水しない給水栓ハンドルを全閉にすることで、水圧を確保してください。

送水量は限られています。水が入りましたら止水をお願いします。



(水圧低下の様子)

※送水計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ず登録をお願いします。  
(送水情報メール登録方法)



※QRコードが読み取れない場合は、「aisei-yousui@39mail.com」へ空メールを送信してください。受信されない場合は、別途メール受信の設定を変更する必要があります。

スマートフォンを利用している方は、受信専用アプリもございますので、ご活用ください。

(39メール受信専用アプリ)

アプリストアから「無料ダウンロード」

(アプリ設定方法)

右側のQRコードよりアプリをインストールし、アプリ内で上記手順により登録を行います。「登録グループ」に「愛西揚水送水情報」が表示されれば、登録完了です。



Android



iphone

# 新総代の紹介

次の方々が新しい総代として2月1日より就任されました。4ヶ年間で苦労様ですが、組合員の代表としてよろしくお願いいたします。

(敬称略)

## 第1選挙区

吉島二三男	三津町	竹田孝一	稲部町	大西和弥	稲里町
中川光司	海瀬町	成宮克美	肥田町	大川村利昭	稲里町
脇阪栄一	金沢町	元持正行	肥田町	林沼敏弘	稲里町
川崎孝	金沢町	瀧居茂喜	野良田町	松原泰夫	服部町
川崎敬三	金沢町	長崎進	彦富町	本持勝三	服部町
田中重典	金沢町	森野茂一	彦富町	本田憲三	愛荘町
上村健次	稲枝町	荻野正明	金田町	若林浩	愛荘町
辻野康雄	稲枝町	奥居善則	稲里町	竹内公夫	豊郷町
山本貞一	稲部町	田邊利喜三	稲里町		

## 第2選挙区

中川豊	下岡部町	川村明	薩摩町	柳立勝	上西川町
田邊好彦	石寺町	田付勇司	柳川町	赤田義明	上岡部町
伊吹一秀	石寺町	山村武	甲崎町	大西茂登和	上岡部町
山田倭市	石寺町	西村薫	甲崎町	小林佳祐	田原町
月田晴男	薩摩町	西川吉之	下西川町	大木智之	出路町

## 第3選挙区

箕浦須真子	上稲葉町	寺田義郎	普光寺町	野田一	新海町
黒澤次朗	下稲葉町	田附隆司	南三ツ谷町	野田昭宏	新海町
多賀幸男	本庄町	上林孝夫	南三ツ谷町	西田忠彦	新海町
川崎利之	本庄町	岡田聡	田附町	安居誠	新海町
田口友朗	本庄町	熊木治	田附町		
河合文浩	普光寺町	西田拓夫	田附町		

# 総代研修会

総代就任にあたり、令和4年2月22日(火)、愛西土地改良区本館会議室において総代就任研修会を開催しました。講師として滋賀県土地改良団体連合会 業務課 技術参事 中田住久 氏にお越しいただき、土地改良区の組織と総代の役割について詳細にわたり研修をしていただきました。総代の皆さんは、今後の土地改良区のあり方や4年間にわたる総代としての役割について始終熱心に研修を受けられました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から午前と午後に分けて開催いたしました。



講師の中田住久 氏



午前の部



午後の部

# 新役員の紹介

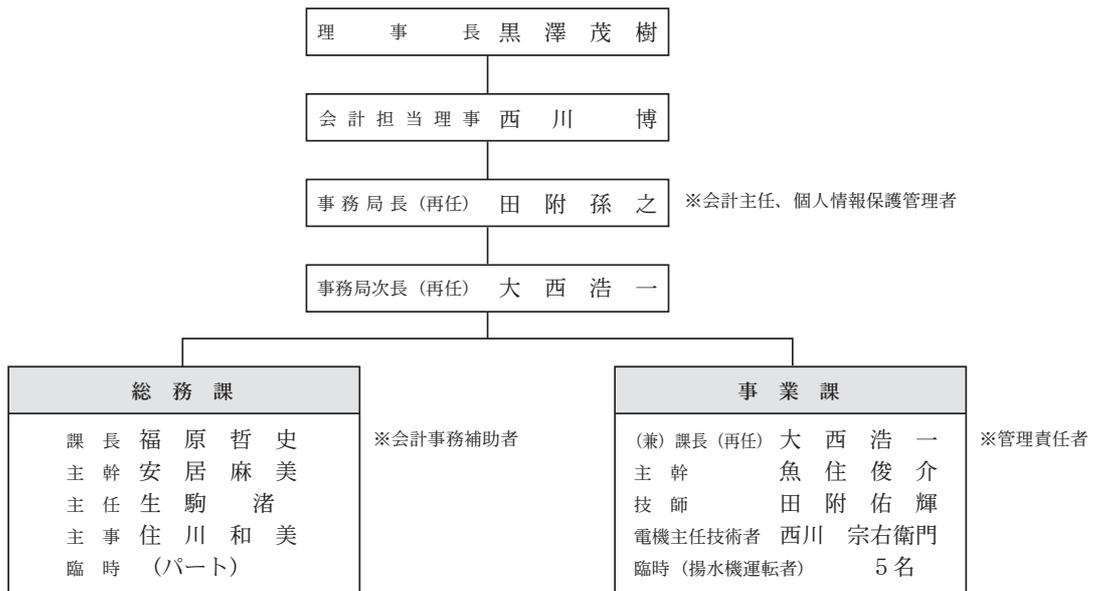
次の方々が新しい理事・監事として4月1日より就任されました。(任期4年)

理 事				監 事			
理事長	黒澤茂樹	下稲葉町	杉本幸雄	愛荘町	総括監事	安居勉	南三ツ谷町
会計担当理事	西川博	下西川町	福原昭一	薩摩町		上田泰行	石寺町
	寺田久和	海瀬町	神崎建治	甲崎町		藤田茂彦	富町
	梅本良雄	金沢町	高崎勝	出路町		若松政利	(員外)
	宮川喜弘	肥田町	田口源太郎	本庄町			
	重田智彦	稲枝町	西田保弘	田附町			
	門脇安孝	稲里町	福沢弘	新海町			



## 愛西土地改良区事務局機構図

令和4年4月1日現在



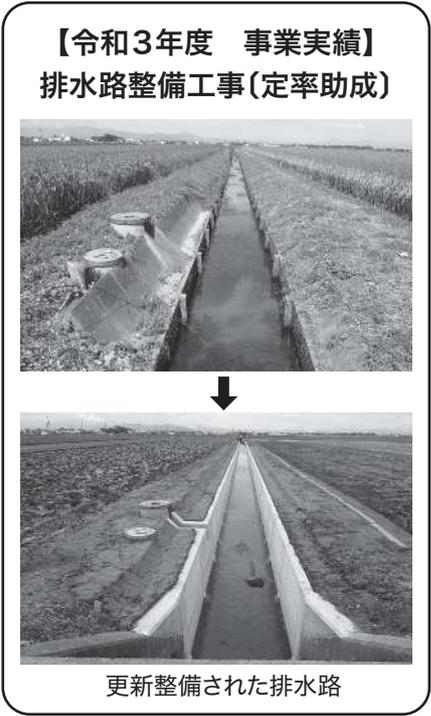
- ◎ 文書収発
- ◎ 人事に関すること
- ◎ 予算・決算
- ◎ 金銭・物品の出納
- ◎ 賦課金
- ◎ 農地転用
- ◎ 契約に関すること

- ◎ 土地改良事業・維持管理事業に関すること
- ◎ 換地業務
- ◎ 施設の占用・使用・境界明示
- ◎ 揚排水機の運転・用排水の調整
- ◎ 施設の保安及び点検
- ◎ その他工事・維持管理に関すること

# 事業紹介

## 農地耕作条件改善事業 地域内農地集積型

- 〈事業期間〉 最大3年(ハード事業)
- 〈実施主体〉 土地改良区、農業法人等
- 〈対象地域〉 農地中間管理事業の重点実施区域等
  - ※ 農地中間管理機構との連携概要を策定
- 〈要旨〉 農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進。農業者の自力施工も可能。
- 〈主な工種〉 区画拡大、暗渠排水、用排水路や農道の更新整備
- 〈採択要件〉 事業費200万円以上。農業者2戸以上。
- 〈負担率〉 (定額助成) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
  - (定率助成) 国50% 県14% 市13% 地元23%
  - (通常のガイドライン)



事業要望から採択されるまでには期日を要します。  
まずは愛西土地改良区事業課までご相談ください。



～地域の農地や用排水施設、農業環境を整え、未来へつなげましょう～

# 事務局からのお願い

## 令和4年度 農地の移動確認調査について

組合員・准組合員の皆様には組合員名簿兼土地原簿(書類A)を配付し、ご確認いただいているところです。回収後、整備した台帳をもとに賦課金を徴収させていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次の場合は組合員名簿兼土地原簿(書類A)にご記入ください。

- ・住所、電話番号に変更があったとき
- ・耕作者が変更になるとき(※)
  - ※ 権利設定(所有者・耕作者間の契約)をしている、または年内に設定予定の耕作者をご記入ください。権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなり、所有者・耕作者賦課金をすべて所有者にご負担いただくこととなります。
- ・所有者に変更(相続、贈与、売買等)があったとき
  - 末尾の書類Bを合わせてご提出ください。

## 土地改良区への届出について

次の場合は土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。  
ホームページ<http://midorinet-aisei.jp/>からも届出の様式をダウンロードできます。  
地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

- ★土地改良区の施設を使用するとき
  - 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。
- ★農地を農地以外(宅地、駐車場等)に変更するとき
  - 公共事業用地(道路・公園等)に売る・寄付する場合も手続きが必要です。
- ★田から畑に変更するとき

決済金を納めていただくこととなります。

賦課金は、4月1日を基準に組合員・准組合員に賦課されます。

理事長		事務局長	課長	係	合議

愛西土地改良区	
受付第	号
年	月 日

## 組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 年 月 日

愛西土地改良区理事長様

現(准)組合員 住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

新(准)組合員 住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 T・S・H・西暦 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

\*は該当するものに○をしてください 性別 \* 男 ・ 女 現(准)組合員との続柄 (売買以外) \_\_\_\_\_

1. (所有者・耕作者)\* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

## (イ)対象となる土地

町名	字名	地番	地目	登記簿地積㎡	耕作者(※①)	(貸付地・借入地の場合のみ)
			用途	(分耕地積)	登記名義人(所有者)	権利設定の方法/権利*
				( )		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・( )
				( )		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・( )
				( )		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・( )
				( )		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・( )
				( )		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・( )

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は( )に原因を記入してください)

原因 \* 相続 相続人代表者決定 共有名義 売買 贈与 その他  
(相続登記済) (相続未登記) 代表者決定 ( )

時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 年 4月 1日

次頁もご確認ください (1/2)

(口)資格

- ・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者（登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様）で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。
- ・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地があり使用及び収益をする者（耕作者）は組合員。

2. 組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為（準ずる行為を含む）を行わないことについて確約します。

- ・この土地改良区の事業を妨げる行為。
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。
- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. (1.のイ)対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、4の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

4. (1.のイ)対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第36条（准組合員による申出）、または定款第39条（組合員間による申出）の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。

分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

記入例

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 ○年 ○月 ○日

愛西土地改良区理事長様

現(准)組合員 住所 〒 521-1147 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 ①

新(准)組合員 住所 〒 521-1147 彦根市薩摩町337番地

ふりがな あいせいたろう

氏名 愛西 太郎 ②

生年月日 T.S.H・西暦 ○○年 ○○月 ○○日

電話番号 0749 - 43 - 2261

\*は該当する○をしてください 性別 \* 男・女 現(准)組合員との続柄(売買以外) 子

1. (所有者) 耕作者\* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(口)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ)対象となる土地

町名	字名	地番	地目 用途	登記簿地積㎡ (分耕地積)	耕作者(※①) 登記名義人(所有者)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法/権利*
薩摩	津雲	337-1	田	3,000	彦根 肇	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用賃借) ③
薩摩	津雲	338-1	田	3,000	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用賃借) ③
薩摩	津雲	339の内	田	2,000 (1,000)	土地 次郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用賃借) ③
薩摩	津雲	339の内	田	2,000 (1,000)	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用賃借) ③
				(4)	⑤	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用賃借) ③

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は( )に原因を記入してください)

原因 \* 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 共有名義 (相続未登記) 代表者決定 売買 贈与 その他 ( )

時期 ○○年 ○○月 ○○日 ⑦

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 ○年 4月 1日 ⑧

次頁もご確認ください (1/2)

- ①現(准)組合員が亡くなっている場合、押印は不要です。
- ②登記名義人または耕作名義人が(准)組合員になります。登記名義人が亡くなり、相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者の方がご記入ください。
- ③該当するもの全てに○をしてください。
- ④( )内は、1つの土地を複数人で耕作される場合にそれぞれの分耕地積をご記入ください。
- ⑤上段は耕作者、下段は現在の登記名義人をご記入ください。
- ⑥貸付・借入されている場合のみ、権利設定の方法(上段)と権利(下段)に○をしてください。
- ⑦変更される日(相続の場合はお亡くなりになった日)をご記入ください。
- ⑧新(准)組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。

切り取り線